

2006年10月5日

気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

温暖化防止情報開示「名古屋」訴訟 新日本製鐵、東ソー、三菱化学の定期報告書の開示を命じる！

本日午前10時5分、名古屋地裁は国に対し、新日本製鐵名古屋製鐵所、東ソー四日市事業所、三菱化学四日市事業所川尻工場、同四日市工場の4事業所についての2003年の電力及び燃料別消費量についての定期報告の開示を命じた。本件数値情報の開示によって当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする国の主張に理由がないことが明らかになった。

情報開示請求と訴訟提起の経緯

(1) エネルギー消費量の情報開示請求

気候ネットワークでは、2004年6月、省エネ法第1種事業所の2003年度エネルギー消費（熱と電気）に関する定期報告の情報の開示請求を行った。その結果、対象事業所の85%（4280事業所）については開示がなされたが、残り15%（753事業所）については開示されなかった。

(2) 東京・名古屋・大阪地裁において訴訟を提起

大規模エネルギー消費事業所の上記定期報告情報は実効性ある温暖化対策に不可欠の情報であることから、気候ネットワークでは、これら不開示決定に対して審査請求を行うとともに、モデル訴訟として、2005年7月に近畿経済産業局管内の7の代表的大口排出事業所について大阪地裁へ、また、中部経済産業局管内の9事業所について名古屋地裁へ、さらに2005年8月にその余の経済産業局管内の12事業所について東京地裁へ、不開示決定処分の取消と開示を求める訴訟を提起した。わが国における最初の地球温暖化防止訴訟である。

名古屋地裁は、7月13日に国の証人尋問請求を採用せず結審し、本日、原告の請求を認容する判決に至ったものである。温暖化問題への取組の重要性を踏まえ、情報公開法を適正に適用して開示を命じた本判決は、温暖化対策を加速させるものとして高く評価される。

非開示理由は認められず

経済産業省は、本件定期報告書を開示することによって生じる競争上の不利益について、製品当たりのエネルギーコストの推計が可能になり、製造原価の推計も可能となること、当該事業所のエネルギー効率化水準を知られること、燃料等の価格交渉等において支障を来すおそれのあること、製造技術が推知されるおそれがあること等を理由として掲げていた。情報公開法第5条第2項にいう「権利利益を害するおそれ」とは、一般的抽象的なおそれでは足りず、具体的にそういった危険性が生じる可能性が強い場合に限られるべきである。およそ、何らかのおそれがあれば足りるとすれば、開示・非開示は全く行政庁の裁量に委ねられてしまうことになるからである。本日の判決では、国の主張する不開示事由には「具体的なおそれが認められない」とするものであって、情報公開法第5条第2項を適切に適用した判決である。

訴訟中に、開示請求対象の9割以上が開示に

なお、本件訴訟の審理中である2006年5月になって、経済産業省は、名古屋地裁での訴訟対象事業所のうちの約半分に当たる5事業所（出光興産愛知精油所、昭和四日市石油四日市精油所、横浜ゴム新城工場、同三重工場、明治乳業愛知工場についての不開示決定を「開示」に変更した。これらの事業所が開示による実質的不利益がないことを認めて開示に同意したことによるものであり、それまでの不開示決定は当該事業所の判断によるものであったことがより明らかになった。

2006年7月以降、さらに326事業所についても不開示決定が「開示」に変更され、当初不開示としていた753事業所のうち340事業所について「開示」されている。2003年の第1種定期報告対象事業所（5033事業所）のおよそ92%の事業所（4620事業所）について開示がなされたことになる。

非開示事業所を含め、約200の事業所からの排出で日本の二酸化炭素の排出量の半分以上を占めることが明らかになっている。定期報告にかかる大規模排出事業所における燃料転換及び省エネルギーによる化石燃料の使用の削減は我が国の温暖化対策として極めて重要である。よって、非開示のまま残っていた事業所は高炉による製鉄所及びソーダ工業など一部の化学工業について訴訟及び審査請求が継続してきたところ、本日は、その代表的事業所について初めて裁判所において開示の判断が示されたものである。

問合せ：気候ネットワーク 東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F

TEL：03-3263-9210、FAX：03-3263-9463

E-mail：tokyo@kiconet.org URL：http://www.kiconet.org/

別添1 経済産業局別の追加開示事業所数

	対象事業所総数	当初非開示事業所数	追加開示事業所数	うち訴訟対象事業所
北海道	138	18	11	1
東北	327	49	19	0
関東	2007	240	116	4
中部	727	106	47	5
近畿	863	135	53	3
中国	392	88	41	0
四国	154	30	13	1
九州	401	84	38	3
沖縄	24	3	2	0
合計	5033	753	340	17

別添2 各地裁における訴訟対象事業所

(濃い網掛けは2006年7月以降に開示に変更されたもの、薄い網掛けは2006年5月に開示に変更されたもの)

名古屋地裁・訴訟対象9事業所

×非開示のまま	新日本製鐵(株)	名古屋製鐵所	愛知県
×非開示のまま	東ソ - (株)	四日市事業所	三重県
×非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所川尻工場	三重県
×非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所四日市工場	三重県
開示へ変更	出光興産(株)	愛知製油所	愛知県
開示へ変更	昭和四日市石油(株)	四日市製油所	三重県
開示へ変更	横浜ゴム(株)	新城工場	愛知県
開示へ変更	横浜ゴム(株)	三重工場	三重県
開示へ変更	明治乳業(株)	愛知工場	愛知県

東京地裁・訴訟対象12事業所

×非開示のまま	新日本製鐵(株)	君津製鐵所	千葉県
×非開示のまま	JFEスチール(株)	西日本製鉄所(福山地区)	広島県
×非開示のまま	東ソー(株)	南陽事業所	山口県
開示へ変更	昭和電工(株)	大分工場	大分県
開示へ変更	旭化成せんい(株)	レオナ繊維長浜工場	宮崎県
開示へ変更	三菱化学(株)	鹿島事業所	茨城県
開示へ変更	太平洋セメント(株)	上磯工場	北海道
開示へ変更	三菱マテリアル(株)	九州工場	福岡県

開示へ変更	大王製紙(株)	三島工場	愛媛県
開示へ変更	新日本石油精製(株)	根岸製油所	神奈川県
開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	川崎工場	神奈川県
開示へ変更	日産自動車(株)	追浜工場	神奈川県

大阪地裁・訴訟対象7事業所

×非開示のまま	(株)カネカ	高砂工業所	兵庫県
×非開示のまま	花王(株)	和歌山工場	和歌山県
×非開示のまま	(株)神戸製鋼所	加古川製鉄所	兵庫県
×非開示のまま	住友金属工業(株)	和歌山製鉄所	和歌山県
開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	和歌山工場	和歌山県
開示へ変更	住友大阪セメント(株)	赤穂工場	兵庫県
開示へ変更	日本ハム(株)	兵庫工場	兵庫県

参考 省エネ法の定期報告書の様式

電気

様式第5 (第10条関係)

本定期報告書
等提出年月日

定期報告書

年 月 日

住 所

氏 名

エネルギー管理認定工場指定制番号

工場の名称

工場の所在地
電話

工場に属する事業

作成責任者名

作成責任者のエネルギー管理士免許番号又は講習修了番号

エネルギーの効率的な利用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1表 電気の使用量

電気の使用量	単位	年度	対前年度比(%)
1.昼間消費電	千kWh		
1.夜間消費電	千kWh		
1.上記以外の電	千kWh		
1.合計	千kWh		

燃料等

第1表 燃料等の使用量及び販売別生燃料等の量

燃料等の種類	単位	使用量		販売別生燃料等の量	
		年度	熱量GJ	年度	熱量GJ
原油	kl				
うちコンデンシート(NGL)	kl				
揮発油	kl				
ナフサ	kl				
灯油	kl				
軽油	kl				
A重油	kl				
B・C重油	kl				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス					
液化石油ガス(LPG)	t				
石油系炭化水素ガス	千m³				
可燃性天然ガス					
液化天然ガス(LNG)	t				
その他可燃性天然ガス	千m³				
石炭					
原料炭	t				
一般炭	t				
無煙炭	t				
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	千m³				
高炉ガス	千m³				
転炉ガス	千m³				
その他の燃料等					
都市ガス	千m³				
蒸気	GJ				
温水	GJ				
冷水	GJ				
()	()				
合計	GJ				
原油換算	kl				
対前年度比	(%)				